

手順書: 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

26. 脱水症状に対する輸液による補正(7-2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(食事摂取量、皮膚の乾燥の程度、排尿回数、発熱の有無、口渴や倦怠感の程度等)及び検査結果(電解質等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、輸液による補正を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

1. 長期間にわたり経口摂取や飲水ができていない場合
2. 嘔吐や下痢が持続し、体重が減少している場合
3. 発熱や発汗が持続し、体重が減少している場合
4. 多尿が持続し、体重が減少している場合



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化なし
- 血圧、脈拍、呼吸状態が安定している
- 医師による初回の病状判断(診断)がされている場合
- 血液検査で著明な血清電解質(Na,K,Cl)異常、腎機能(BUN,Cr)異常や低タンパク血症がないことが確認されていることが望ましい

病状の範囲外
不安定/緊急性あり



主治医へ直接連絡し、
指示を受ける

病状の範囲内
安定/緊急性なし



【診療の補助内容】 脱水症状に対する輸液による補正

●当該手順書に係る特定行為の対象となる患者

1項目でも□あり

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識レベルの変化
- バイタルサインの変化
- 心不全徵候($SpO_2 \leq 93\%$)

どれか一項目でもあれば下記の確認をして担当医に連絡

- バイタルサイン
- 肺音聴取で副雑音(crackle, wheezing)の聴取
- 浮腫(顔面、下腿)の悪化



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

主治医もしくは当該科の医師へ報告



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 主治医もしくは当該科の医師へ報告
2. 診療記録への記載